

岐阜市立女子短期大学地域連携センター設置規程

制定 令和4年2月24日

改正 令和4年7月27日

令和5年1月25日

(目的)

第1条 岐阜市立女子短期大学において地域連携及び地域貢献活動の組織的取り組みを充実し、岐阜市立女子短期大学学則第57条第3項の規定に基づき、附属図書館の運営を協議、実施するため、本学に岐阜市立女子短期大学地域連携センター（以下「センター」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 センターは次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 地域連携及び地域貢献活動の組織的取り組みの企画立案に関する事
- (2) 地域連携及び地域貢献活動の総合窓口機能に関する事
- (3) 本学の教員又は組織の地域連携及び地域貢献活動の支援に関する事
- (4) 地域のニーズの把握に関する事
- (5) 附属図書館の管理運営、利用に関する事
- (6) 図書購入に関する事
- (7) 本学の歴史資料の収集整理に関する事
- (8) その他必要と認めた事項に関する事

(組織)

第3条 センターにはセンター長を置き、本学の教授のうちから、学長が指名し、教授会の議を経て、学長が任命する。

- 2 前条の事項を審議し、実施するため、センターに地域連携センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 3 委員会の定数は8人以内とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) 附属図書館長
 - (3) センター長から指名され、学長が承認した教員
 - (4) 総務管理課担当職員1名
 - (5) その他学長が必要と認めた本学の教職員
- 4 センター長は委員長を兼務する。
- 5 委員会には、委員長が指名する副委員長を置くことができる。
- 6 委員長は、委員会を総理する。
- 7 委員長に事故があるときは、副委員長若しくは副委員長が指名されていない場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

8 センター長は、第3項第3号の教員の指名にあたり、専任して主要な企画立案を行うセンター主担当教員を2名指名する。

(任期)

第4条 委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠員になったときには、補欠委員を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集しその議長となる。ただし、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席者委員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 議長が必要と認めたときは、本学教職員の出席を求め、議事事項について説明又は意見を聞くことができる。

(審議結果の報告)

第6条 委員会は、審議結果について、速やかに総務委員会及び教授会へ報告する。

(事業計画等の作成)

第7条 委員会は、毎年度、委員会の事業計画及び実績書を作成しなければならない

(事務処理)

第8条 委員会の庶務は、事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

2 環境・地域交流センター規程（平成23年10月26日）は、この規程の施行をもって廃止する

附 則

この規程は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年1月25日から施行する。